令和7年6月　申込みのしおり

区立住宅（世帯向）あき家入居者の募集

募集戸数　4戸

箱崎町住宅	1戸（2DK・55.4㎡）	申込区分1
勝どきサンスクェア	1戸（2LDK・62.6㎡）	申込区分2
京橋プラザ住宅	1戸（2LDK・61.1㎡）	申込区分3
晴海アーバンプラザ	1戸（2LDK・68.8㎡）	申込区分4

■ 申込書配布期間

令和7年6月16日（月）～令和7年6月30日（月）

- 申込書は申込期間中、業務受付時間である平日の午前8時30分から午後5時までに限り配布します。
  ※29日（日）については区役所1階ロビーにて配布します。
  （午前9時から午後5時まで）
  配布場所　区役所都市整備部住宅課（5階）
  日本橋特別出張所
  月島特別出張所
  晴海特別出張所
- 申込みは**郵送または電子申請**にて受付けます。
- **郵送の場合は、令和7年7月7日（月）までに日本郵便株式会社晴海郵便局に届いたもの**に限り受付けます。なお、消印有効ではありません。
- **申込書が、期日（令和7年7月7日）までに郵便局に届かず返送されるケースが多発しています。申込書配布期間に郵送していただくことを強く推奨いたします。詳しくは郵便局のホームページでご確認ください。**
- **電子申請の場合は、6月30日（月）午後5時まで**に区のホームページの「令和7年6月区立住宅入居者募集のご案内」からお申込みください。
- 申込みは、**郵送・電子申請合わせて1世帯につき1通**です。重複申込をした場合は無効となる場合があります。

問い合わせ先　**中央区都市整備部住宅課住宅管理係**
〒104-8404　中央区築地1-1-1
電話 3546-5467（直通）
〔午前8時30分から午後5時15分（土・日・祝日を除く。）〕
※申込期間中は問い合わせが多く電話がかかりにくいことがありますので、あらかじめご了承ください。

目　次

申込みにあたっての注意 …… 1ページ
申込資格を確認しましょう …… 2ページ
こんなときは …… 4ページ
申込資格 …… 5ページ
所得の種類 …… 9ページ
給与所得の方 …… 10ページ
事業等所得の方 …… 13ページ
年金を受けている方 …… 15ページ
住宅使用料の減額および増額 …… 16ページ
住宅の概要（間取り図・案内図・特記事項） …… 17ページ
中央区全図 …… 20ページ
申込書の書き方 …… 21ページ
申込みから入居まで …… 23ページ

申込みにあたっての注意

1　新築住宅ではないので、居室内に過去の使用により生じたキズや汚れがあります。あらかじめご了承のうえ、お申込みください。

2　申込みは1世帯につき1通です。1世帯で重複申込みをしたとき、また同一人の氏名を2通以上の申込書に記入したとき（世帯員の構成欄に記載されている方も含む。）は、全部の申込書が無効となる場合があります。

　この住宅は世帯向け住宅のため単身の方は申込みできません。

3　「申込書」のほか、「はがき」・「封筒」にも申込書と同じ住所・氏名・申込区分を記入してください。異なる場合は無効となる場合があります。

4　申込資格がないことが明らかなときは、返送する場合があります。また申込書の記入漏れがあると申込資格の判断ができないため、十分にしおりの内容をご確認いただきお申込みください。

5　「封筒」には110円切手を貼ってください。料金不足のものは受付けしない場合がありますのでご注意ください。「はがき」2カ所に85円切手を貼ってください。貼っていない（あるいは料金不足）場合は、抽せん結果等の通知はできません。

6　申込み後に申込書の記載内容の変更、訂正は認められませんので、申込書の記入には十分ご注意ください。婚約者との申込みの場合には、婚約者の氏名等も必ず記入してください。

申込資格を確認しましょう

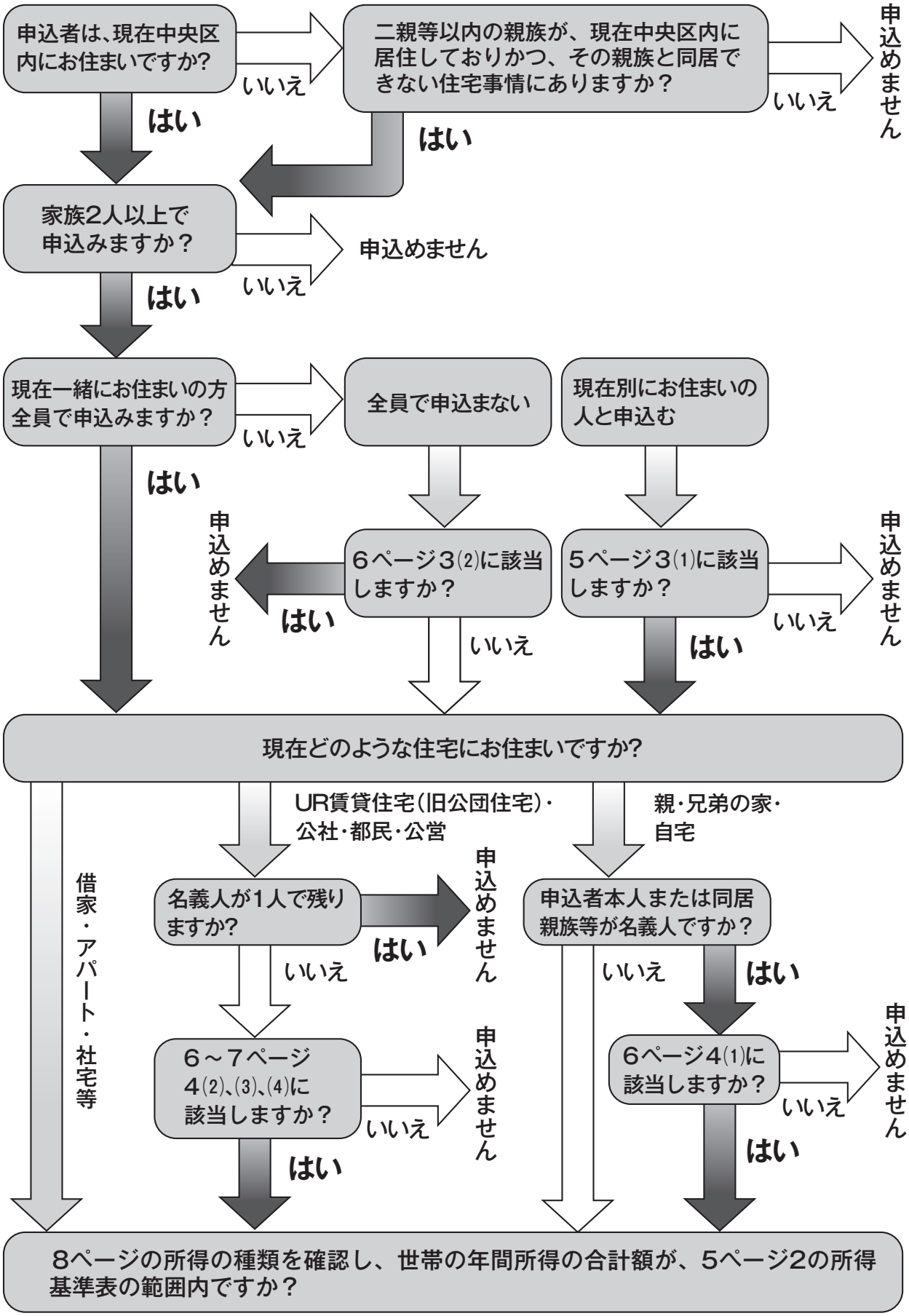

※次の頁へ進んでください

※前の頁の続きです

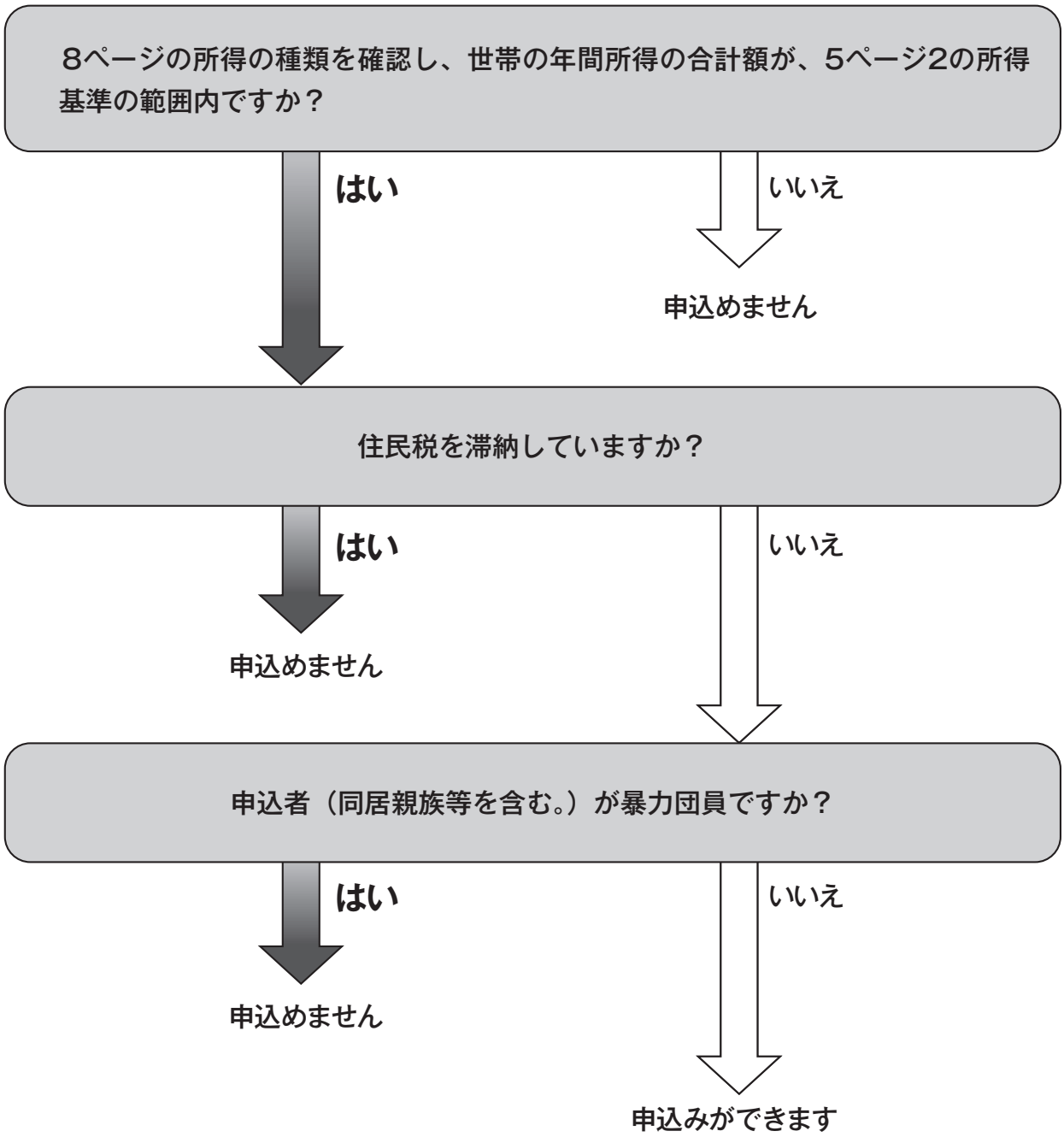

使用承継（名義変更）について

区立住宅入居後、使用者（名義人）が区立住宅を退去する場合は、原則として同居者も退去し、区立住宅を返還していただきます。しかし、使用者（名義人）の死亡や離婚による転出等のやむを得ない事情がある場合は、残された同居者に使用承継を許可しています。ただし、使用承継許可の対象は、原則として、正式同居の許可を受け継続して居住している使用者（名義人）の配偶者に限ります。

こんなときは…

1　郵送での申込みの方で申込み後に住所が変わった場合

最寄りの郵便局に「転居届」を出して、抽せん番号・抽せん結果を受け取れるようにしてください。

2　郵送での申込みの方で抽せん番号・抽せん結果の通知が送られてこない場合

切手の貼り忘れ、あて先不明などがあると通知書が発送できません。
（申込書に不備がなければ抽せんはいたします。）
間違いなく切手を3カ所（封筒1カ所、はがき2カ所）貼り、投函した方で、通知の届かない方は、住宅課へお問い合わせください。

3　電子申請での申込みの方で抽せん番号・抽せん結果の通知が送られてこない場合

→申請したメールアドレスに間違いが無いかを確認してから住宅課へお問い合わせください。
→申込後にメールアドレスが変更した場合は、住宅課へお問い合わせください。

4　資格審査対象者・補欠者となった後に住所が変わった場合、その他不明点がある場合

申込みをされた内容を確認のうえ、下記へお問い合わせください。
中央区都市整備部住宅課住宅管理係　03-3546-5467

申込資格

区立住宅は区民の方、もしくは二親等以内の親族が中央区内に居住する方で、住居に困っている中堅所得世帯（一定の所得範囲）を対象とした家族向け賃貸住宅です。

申込みできる方は、次の1～6のすべてにあてはまる方に限ります。
※親族等…戸籍上の親族のほか、東京都パートナーシップ宣誓制度に規定するパートナーシップ関係にある方を含む。

1　申込者本人が、次の⑴または⑵のいずれかの要件にあてはまる成年者で、そのことが住民票で証明できること。（外国人については在留資格が確認できること。）

なお、外国人については、日本国に永住・定住することを認められた方、または日本国に1年以上（令和6年7月1日以前から）在留している方で、そのことが住民票で証明できること。

また、同居親族等についても、申込時点に日本国で住民票の記載がされており、在留資格が確認できること。

⑴　申込者本人が、申込日現在中央区内に居住していること。

⑵　申込者本人は、申込日現在中央区内に居住していないが、申込者本人又は申込者の配偶者（内縁・婚約者・東京都パートナーシップ宣誓制度に規定するパートナーシップ関係にある方を含む。）の二親等以内の親族が申込日現在中央区内に居住しており、かつ、その親族と同居できない住宅事情にあること。

2　世帯の所得が所得基準内であること

申込世帯の所得の合計が、以下の範囲内であること。
1,896,001円～14,400,000円

※8～14ページを参考にしてあなたの世帯の所得を確かめてください。

3　同居親族等がいること

申込みのときに、一緒に住んでいる親族等（東京都パートナーシップ宣誓制度に規定するパートナーシップ関係にある方を含む。以下同じ。）と申込むことが原則です。（外国人については、申込時点に日本国で住民票の記載がされていて、在留資格が確認できること。）

⑴　現在別に住んでいる方と一緒に申込む場合は、次のいずれかにあてはまること。

ア　婚約者（入居説明会（令和7年9月上旬の予定）までに入籍できること。）

イ　申込者本人又は同居親族等と現に税法上の扶養関係にあること。

ウ　申込者に現に同居親族等がいる場合で、独立した生計を営む二親等以内の直系親族（申込者の父母、祖父母、子、孫）であること。

エ　パートナーシップ関係であり、そのことを入居説明会（令和7年9月上旬の予定）までに証明でき、かつ戸籍上の配偶者がいないこと。

⑵　次の例のように家族を分割又は合併しての申込みはできません。

ア　夫婦の片方だけを同居しようとする親族としたり、正当な理由もなく収入のある同居親族等を除いて申込む等、世帯を不自然に分割又は合併した申込み。

イ　この申込みを契機に税法上の扶養関係にない兄弟姉妹だけで同居しようとするなどの申込み。

⑶　内縁関係にある方は、住民票の続柄が「未届の夫（又は妻）」となっており、戸籍上の配偶者がいないこと。

※申込み後は、同居親族等の変更（出生、死亡は除く。）及び婚約者の変更は認めません。

4　現に住宅に困っていること

自家所有者（住宅又は土地の所有者）、公的住宅（UR賃貸住宅（旧公団住宅）・公社・都民・都営・区営・区立・借上住宅等）入居者は、次のいずれかに該当する場合に限り、申込むことができます。

⑴　自家所有者（入居しようとする親族等に自家所有者がいる場合も含みます。）

ア　住宅が著しく老朽化しており、区立住宅入居後2カ月以内に取りこわしを証明する登記簿謄本を提出できる場合

→資格審査時（令和7年8月下旬の予定）までに取りこわしの契約書等で確認します。

イ　差押、正当な事由による立退要求等により自家所有者でなくなる場合

→資格審査時（令和7年8月下旬の予定）までに所有権移転登記後の登記簿謄本等で確認します。

⑵　UR賃貸住宅（旧公団住宅）・公社・都民住宅の入居者（名義人1人を残しての申込みはできません。）

ア　居住している住宅が狭い場合（お住まいの住宅の住戸専用面積が下記の入居資格基準表にあてはまること。）

入居資格基準表

一緒に住んでいる人数	2人	3人	4人	5人	6人
住戸専用面積(壁芯)	30㎡未満	40㎡未満	50㎡未満	57㎡未満	66.5㎡未満

※　壁芯とは、壁などの厚みの中心線より算出した住戸専用面積で、一般的な方法です。
住戸専用面積には、バルコニーは含みません。

イ　申込時までに、現に居住する住宅の建替決定がある場合（資格審査時にUR賃貸住宅（旧公団住宅）、公社等の証明書が必要です。）

ウ　現に居住する住宅の家賃（申込日現在、実際に支払っている家賃で共益費除く。）負担が、世帯の年間総収入を月額に換算した場合の25%以上

⑶　公営住宅の入居者（名義人1人を残しての申込みはできません。）

ア　居住している住宅が狭い場合（お住まいの住宅の住戸専用面積が7ページの入居資格基準表にあてはまること。）

イ　現に居住する公営住宅の高額所得者認定を受けている場合（資格審査時にそのことを証明する書類が必要です。）

⑷　区立住宅（借上住宅を含む。）の入居者（名義人1人を残しての申込みはできません。）

ア　居住している住宅が狭い場合（お住まいの住宅の住戸専用面積が7ページの入居資格基準表にあてはまること。）

イ　現に居住する区立住宅家賃（申込日現在、実際に支払っている家賃で共益費除く。）負担が、世帯の年間総収入を月額に換算した場合の25%以上

5　住民税を滞納していないこと

6　申込者（同居親族等を含む。）が暴力団員でないこと

ここでいう暴力団員とは「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条第6号に規定する暴力団員をいいます。なお、暴力団員であるかの確認のため、警視庁へ照会する場合があります。

☆　申込み資格審査は、抽せん後、当せん者（審査対象者）に資格を証明する書類を提出していただきます。資格のない方、証明書等を提出できない方は、たとえ抽せんで当せん者（審査対象者）となっていても入居できませんのでご注意ください。

所得の種類

○給与所得とは

給料、賃金、ボーナスなどの所得です。例えば会社員、パート、アルバイト、事業専従者などの所得をいいます。

給与でいう「年収」とは、給与所得控除をする前の金額であり、「所得」とは異なりますのでご注意ください。→ 9～11ページをご覧ください。

○事業等所得とは

事業所得、利子所得、配当所得、不動産所得、雑所得などです。例えば、自営業、外交員などの所得をいいます。

これらの所得は、確定申告書で金額をお確かめください。→ 12～13ページをご覧ください。

○年金所得とは

厚生年金、国民年金、共済年金などの所得です。なお、年金以外にも所得がある場合はその所得も合計してください。

年金には年金所得控除がありますので、実際に支給されている額よりも「所得金額」は低くなりますのでご注意ください。→14ページをご覧ください。

※所得としないもの

1　次の収入は0円とし、所得とはなりません。

①仕送り　②増加恩給（これに併給される普通恩給を含む。）
③遺族年金　④障害年金
⑤失業給付金　⑥労災保険の各種給付金
⑦生活扶助料等の非課税所得　⑧退職金、譲渡所得等の一時的な所得

2　過去に収入があっても、申込日現在失業中の方は、所得金額は0円とします。

3　現在は収入があっても申込日以降、令和7年7月末日までに退職することが申込時に確定しており、かつ、退職後無職・無収入となり、そのことが資格審査のときに証明できる方は、申込書に退職予定年月日を記入のうえ所得を0円とすることができます。

ただし、人材派遣会社に登録されている方は、その登録を抹消された日が退職年月日となります。

給与所得の方（会社員･パート･アルバイト･事業専従者等）

①　現在の勤め先へ就職した日が、令和6年1月1日以前の方
〈源泉徴収票のでる方〉

令和6年分　給与所得の源泉徴収票

支払を受ける者	住所又は居所	東京都中央区築地1-1-1	氏名	（受給者番号） （フリガナ）チュウオウ　タロウ 中央　太郎

種別	支払金額	給与所得控除後の金額	所得控除の額の合計額	源泉徴収税額
給料・賞与	内 4千825円598	3千419円200	千円	内 千円

控除対象配偶者の有無等	配偶者特別控除の額	扶養親族の数（配偶者を除く。）				障害者の数（本人を除く。）		社会保険料等の金額	生命保険料の控除額	損害保険料の控除額	住宅借入金等特別控除の額
有 / 無 / 従有 / 従無 / 老人	千円	特定 人 / 従人	老人 内 人 / 従人	その他 人 / 従人		特別 内 人	その他 人	千円	千円	千円	千円

摘要）	年調定率控除額　円	国民年金保険料等の金額　円	配偶者の合計所得	千円
				千円

申込書の年収額欄

年収所得
円　円

● この金額から100,000円差し引いた額を申込書の所得金額欄に記入してください。

〈源泉徴収票のでない方〉

令和6年1月から令和6年12月までの税込支給額を合計した金額が年間総収入額となります。次に下段の計算式で、年間総収入額を区立住宅の所得金額に換算します。

◎年間総収入額を区立住宅の所得金額に換算します

次の区分により、年間総収入額を区立住宅の所得金額に換算してください。

年間総収入額が、

⑴　0円～1,627,999円の方

⑵　1,628,000円～6,599,999円の方→4,000円単位で端数整理します。

〔例〕年間総収入額が4,825,598円の場合

年間総収入額			小数点以下切捨			端数整理後の額
4,825,598円	÷4,000円＝	1,206.3995	⇨	1,206	×4,000円＝	4,824,000円

⑶　6,600,000円～8,499,999円の方

◎年間総収入額を区立住宅の所得金額になおす計算式

年間総収入額	計算式と区立住宅の所得金額
550,999円まで	所得金額は0円
551,000円から1,618,999円まで	年間総収入額（　　円）－ 650,000円＝区立住宅の所得金額（　　円）
1,619,000円から1,619,999円まで	区立住宅の所得金額は969,000円
1,620,000円から1,621,999円まで	区立住宅の所得金額は970,000円
1,622,000円から1,623,999円まで	区立住宅の所得金額は972,000円
1,624,000円から1,627,999円まで	区立住宅の所得金額は974,000円
1,628,000円から1,803,999円まで	端数整理後の額（　　円）×0.6 ＝区立住宅の所得金額（　　円）
1,804,000円から3,603,999円まで	端数整理後の額（　　円）×0.7 － 180,000円＝区立住宅の所得金額（　　円）
3,604,000円から6,599,999円まで	端数整理後の額（　　円）×0.8 － 540,000円＝区立住宅の所得金額（　　円）
6,600,000円から8,499,999円まで	年間総収入額（　　円）×0.9 －1,200,000円＝区立住宅の所得金額（　　円）

右ページで計算した年間総収入額を総収入額欄に記入します。

申込書の年収額欄

年　収	所　得
円	円

計算結果を申込書の所得金額欄に記入します。

年間総収入額が8,500,000円以上の場合は、区役所住宅課にお問い合わせください。

②　現在の勤め先へ就職した日が、令和6年1月2日以降の方

現在の勤め先での、あなたの月別収入を記入してください。

働いた月	税込支払額	賞　　与
令和6年　6月		
7月		
8月		
9月		
10月		
11月		
12月		
令和7年　1月		
2月		
3月		
4月		
5月		
合　　計	収入計	賞与計

○　次の⑴⑵⑶からあてはまるケースを選び、収入を計算します。

⑴就職した日が令和6年1月2日～令和6年6月1日までの方
（令和6年6月から令和7年5月までの合計となります。）

収入計 ＋ 賞与計 ＝ 推定年収

⑵就職した日が令和6年6月2日以降の方
（就職した翌月から令和7年5月までの収入計を、収入のあった月数で割り、それを12倍します。）

$$\frac{\text{収入計}}{\text{収入のあった月数}} \times 12 + \text{賞与計} = \text{推定年収}$$

推定年収 → 年間総収入額 → 前頁の計算式で所得金額に換算し、申込書の所得金額欄に記入します。

⑶就職した日が最近で、まだ1カ月分の給与が支給されていない方
（基本給、家族手当、住宅手当など毎月必ず支給される固定的給与を12倍してください。）

固定的給与 ×12＝ 推定年収

※病気等により、1 カ月以上収入のない月がある場合は、その月を除いて推定計算をしてください。
※ 2カ所以上から給与を受けている場合は、合算したのち区立住宅の所得金額に換算してください。

事業等所得の方（自営業･外交員等）

①　現在の仕事を始めた日が、令和6年1月1日以前の方

⑴　確定申告をしている方

令和 6 年分の所得税の確定申告書B

＜第一表＞

所得金額			
事業	営業等	①	2,488,800
事業	農業	②	
不動産		③	
利子		④	
配当		⑤	
給与		⑥	
雑		⑦	
総合譲渡・一時	㋐+{(㋑+㋒)×½}	⑧	
合計		⑨	2,488,800

申込書の年収額欄

年収	所得
円	円

●この金額から⑧を差し引いた金額が所得金額となります。

＜第二表＞

○ 事業専従者に関する事項

		続柄	従事月数・程度 仕事の内容	専従者給与(控除)額
氏名	中央 一郎	子	12月	円 800,000
生年月日	明・大 昭・平 53・7・10			
氏名				
生年月日	明・大 昭・平 ・ ・			
氏名				
生年月日	明・大 昭・平 ・ ・			
		専従者給与(控除)額の合計額		800,000

※　妻や子供を事業専従者としている場合、この事業専従者の所得はそれぞれの専従者給与額を11～12ページの計算式で所得に換算して申込書の所得金額欄に記入してください。

⑵　確定申告をしていない方

令和6年1月から令和6年12月までの所得金額の合計となります。

②　現在の仕事を始めた日が、令和6年1月2日以降の方

現在の仕事を始めたときからの月別の収入金額、必要経費、所得金額を記入してください。

（収入金額－必要経費＝所得金額です。）

働いた月	収入金額	必要経費	所得金額
令和6年　6月			
7月			
8月			
9月			
10月			
11月			
12月			
令和7年　1月			
2月			
3月			
4月			
5月			
合　　計			

○　次の⑴⑵からあてはまるケースを選び所得を計算します。

⑴　現在の仕事を始めた日が令和6年1月2日～令和6年6月1日までの方

（令和6年6月から令和7年5月までの合計となります。）

推定所得金額

⑵　現在の仕事を始めた日が令和6年6月2日以降の方

（現在の仕事を始めた翌月から令和7年5月までの所得金額の合計を営業した月数で割り、それを12倍します。）

$$\frac{\text{所得金額合計}}{\text{営業した月数}} \times 12 + \text{推定所得金額}$$

※病気等により、1カ月以上収入のない月がある場合は、その月を除いて推定計算をしてください。

申込書の年収額欄

年　収	所　得
円	円

年金を受けている方

※年金の「所得金額」は、支給を受けた金額ではありません。
※令和6年1月から令和6年12月までに支払いを受けたすべての年金を合計し、以下の説明により「区立住宅の所得金額」に換算してください。
ただし、「遺族年金」「障害年金」は除きます。

①　令和5年12月以前から年金を受けている方

「令和6年分公的年金等の源泉徴収票」などで確認してください。

「源泉徴収票」の場合

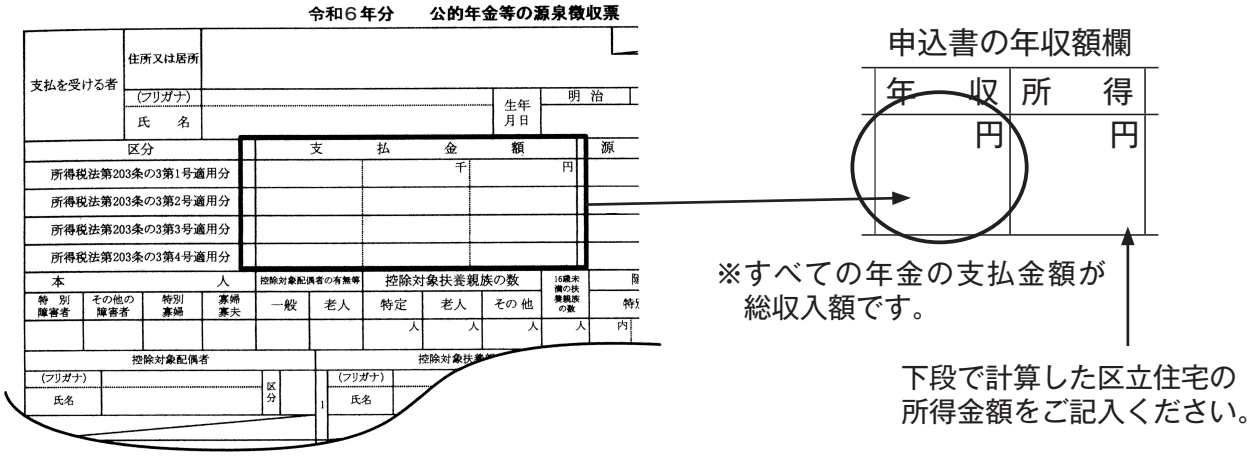

申込書の年収額欄

年　収	所　得
円	円

※すべての年金の支払金額が総収入額です。

下段で計算した区立住宅の所得金額をご記入ください。

②　令和6年1月以降に年金を受け始めた方、年金の支給額が変更になった方

「年金決定通知書・支給額変更通知書」などの金額を年額とし、下段で区立住宅の所得金額に換算してください。

◎年金収入を区立住宅の所得金額に換算する計算式

下表の計算式で区立住宅の所得金額に換算してください。

65歳以上（昭和35年7月1日以前生まれ）

年金合計金額の範囲	計算式と区立住宅の所得金額
1,100,000円まで	所得金額は0円
1,100,001円～3,299,999円	年金額の合計（　　円）　－　1,200,000 円＝区立住宅の所得金額（　　円）
3,300,000円～4,099,999円	年金額の合計（　　円）×0.75－375,000 円＝区立住宅の所得金額（　　円）

65歳未満（昭和35年7月2日以降生まれ）

年金合計金額の範囲	計算式と区立住宅の所得金額
600,000円まで	所得金額は0円
600,001円～1,299,999円	年金額の合計（　　円）　－　700,000 円＝区立住宅の所得金額（　　円）
1,300,000円～4,099,999円	年金額の合計（　　円）×0.75－375,000 円＝区立住宅の所得金額（　　円）

年金合計金額が4,100,000円以上の場合は、区役所住宅課にお問い合わせください。

※年金のほかに収入のある方はそれぞれ所得を計算し、2段書きにしてください。

職　業	年　収	所　得
会社員	給与●●●円	●●●円
	年金●●●円	●●●円

申込書の年収額欄

年　収	所　得
円	円

計算結果を申込書のこの欄に記入します。

住宅使用料の減額および増額

【応能家賃表】

世帯の月額所得	申込区分1	申込区分2	申込区分3	申込区分4
	箱崎町住宅	勝どき サンスクェア	京橋プラザ住宅	晴海アーバン プラザ
	2DK･55.4㎡	2LDK･62.6㎡	2LDK･61.1㎡	2LDK･68.8㎡
1,100,001円 ～1,200,000円	144,552円	157,764円	168,720円	172,560円
1,000,001円 ～1,100,000円	132,506円	144,617円	154,660円	158,180円
423,001円 ～1,000,000円	120,460円 （基準使用料）	131,470円 （基準使用料）	140,600円 （基準使用料）	143,800円 （基準使用料）
373,001円 ～423,000円	108,414円	118,323円	126,540円	129,420円
323,001円 ～373,000円	96,368円	105,176円	112,480円	115,040円
273,001円 ～323,000円	84,322円	92,029円	98,420円	100,660円
223,001円 ～273,000円	72,276円	78,882円	84,360円	86,280円
223,000円以下	60,230円	65,735円	70,300円	71,900円

「応能家賃」制度を取り入れている住宅は、世帯の所得金額に応じて使用料が増減します。毎年行う収入調査により計算し、使用料が最大で5割減額になります。また、月額所得金額が100万円を超えた場合は、10万円を1区分とし、区分ごとに1割ずつ増額し最大で使用料が2倍になります。

なお、使用料の算定にあたっては、扶養家族が2人以上いる場合、2人目以降からの扶養家族に対し、1人当たり年額38万円を世帯の所得から控除します。ただし、控除の対象となる扶養家族は（1）18歳以下の年少者、（2）65歳以上の高齢者、（3）心身障害者手帳の交付を受けている方です。

住宅の概要（間取り図・案内図・特記事項）

箱崎町住宅（申込区分1）

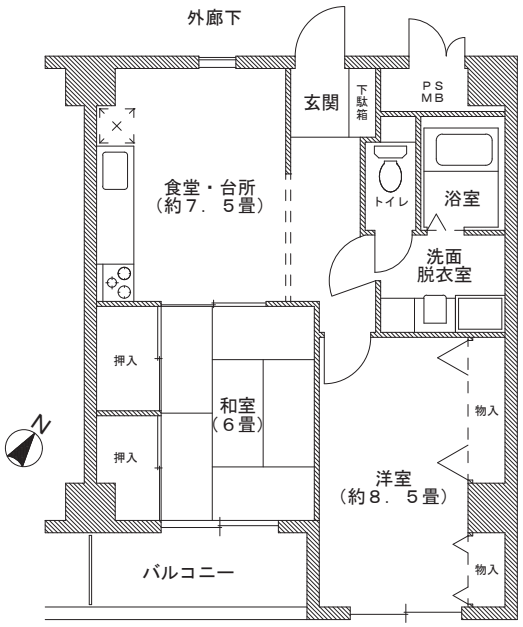

※現況と間取り図に違いがある場合は、現況を優先します。

名　　称	箱崎町住宅
所　在　地	日本橋箱崎町22番10号
構造・規模	鉄骨鉄筋コンクリート造 地上9階地下1階建
開設年月	平成6年9月
申込区分	1
募集戸数	1戸
間　取　り	2DK
面　　積	55.4㎡
募集階層	2階
使　用　料	120,460円
保　証　金	361,380円

案内図［箱崎町住宅（申込区分1）］

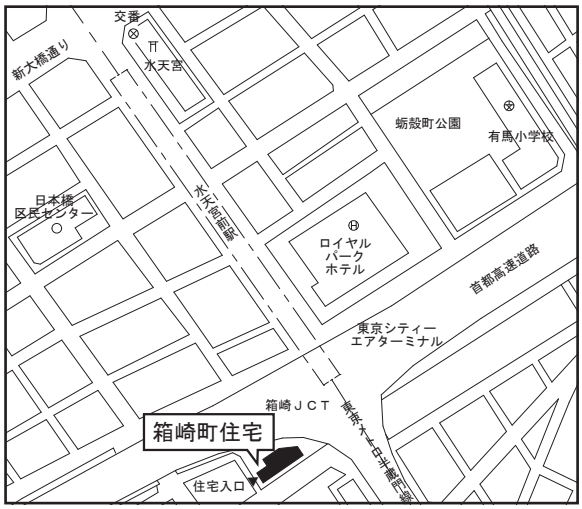

※住宅周辺の建物情報等、変更している場合があります。予めご了承ください。

最寄り駅からの所要時間
東京メトロ半蔵門線
「水天宮前」駅から
徒歩約5分

特記事項

1　中央区は都心部にあり、将来当住宅周辺でも大型開発（超高層ビル等）の計画が予想されますので、あらかじめご了承ください。
2　この住宅には、ケーブルテレビが導入されています。詳細は、東京ベイネットワーク株式会社　0120-44-3404にお問い合わせください。なお、ベランダおよび屋上等に各自のアンテナ類を設置することはできません。
3　各住戸には、給湯設備が設置されており、浴室、洗面台、台所に給湯できます。また、浴室は乾燥室として利用できます。
4　この住宅は複合施設になっており、1階がコミュニティルーム、2～9階が区立住宅です。併設施設の出入口と住宅の出入口とは区別されています。
5　自転車置場はありますが、自動車駐車場およびオートバイ置場はありません。
6　住宅に隣接して首都高速道路があり、騒音・振動等の影響があります。
7　使用料とは別に、共益費（共用部の電気料、水道料の実費分月額2,000円程度）を入居者間で負担していただきます。なお、物価の変動等により共益費を改定する場合があります。
8　同一敷地内に公衆便所があります。
9　この住宅には、入居者全員による自治会が組織されておりますので、加入および自治会費等を負担していただきます。
10　他の入居者の迷惑となりますので、ピアノ等の楽器演奏や、犬・猫等の動物の飼育はできません。
11　管理人はいません。

勝どきサンスクェア（申込区分2）

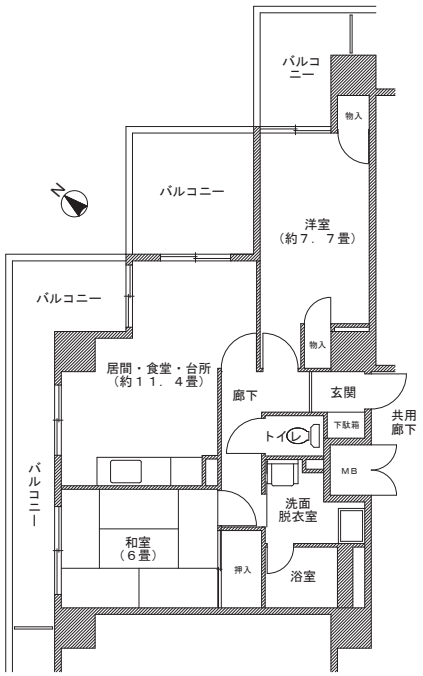

※現況と間取り図に違いがある場合は、現況を優先します。

名　　称	勝どきサンスクェア
所　在　地	勝どき一丁目7番2号
構造・規模	鉄骨鉄筋コンクリート造 地上16階地下2階建
開設年月	平成8年2月
申込区分	2
募集戸数	1戸
間　取　り	2LDK
面　　積	62.6㎡
募集階層	16階
使　用　料	131,470円
保　証　金	394,410円

案内図［勝どきサンスクェア（申込区分2）］

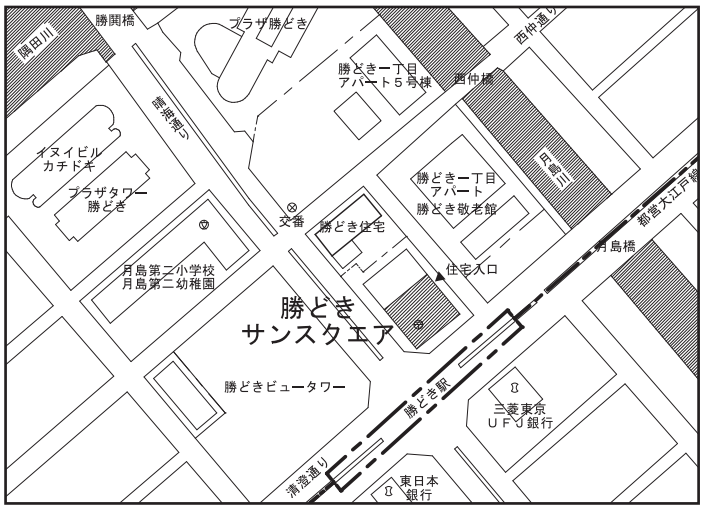

※住宅周辺の建物情報等、変更している場合があります。予めご了承ください。

最寄り駅からの所要時間
都営大江戸線
「勝どき」駅から徒歩約1分

特記事項

1　中央区は都心部にあり、将来当住宅周辺でも大型開発（超高層ビル等）の計画が予想されますので、あらかじめご了承ください。
2　この住宅にはケーブルテレビが導入されおり、地上デジタル放送は無料で見ることができますが、その他の放送は有料となります。詳細は、東京ベイネットワーク株式会社 0120-44-3404 にお問い合わせください。ベランダ及び屋上等に各自のアンテナ類を設置することはできません。
3　各住戸には、給湯設備が設置されており、浴室、洗面台、台所に給湯できます。
4　この住宅は複合施設になっており、店舗、事務所、民間住宅等が併設されています。
5　台所にガスコンロが設置されていませんので、入居時に自己負担で設置してください。
6　区立住宅は16階部分です。1階の出入口は民間住宅と共用です。
7　自転車置場は区立住宅部分の16階に設置しております。各住戸に付き1台です。駐車場・バイク置場はありません。
8　使用料とは別に、共用部分に係る光熱水費、清掃費用を共益費として月額7,200円を負担していただきます。なお、物価の変動により共益費を改定する場合があります。
9　火災等の緊急時の対応は建物1階にある防災センターへ連絡してください。
10　この住宅は晴海通り・清澄通りに面しているため、自動車・通行人等の騒音の影響が考えられます。
11　他の入居者の迷惑になりますので、犬や猫等の動物の飼育はできません。
12　管理人はいません。

京橋プラザ住宅（申込区分3）

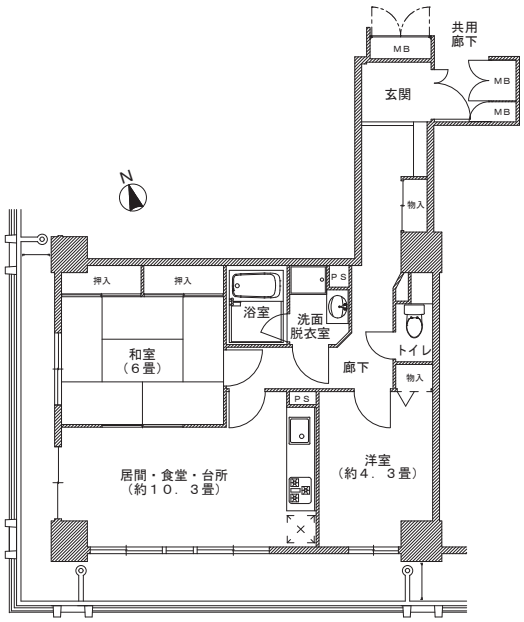

※現況と間取り図に違いがある場合は、現況を優先します。

名　　称	京橋プラザ住宅
所　在　地	銀座一丁目25番1号
構造・規模	鉄骨鉄筋コンクリート造 地上19階地下2階建
開設年月	平成11年6月
申込区分	3
募集戸数	1戸
間　取　り	2LDK
面　　積	61.1㎡
募集階層	18階
使　用　料	140,600円
保　証　金	421,800円

案内図［京橋プラザ住宅（申込区分3）］

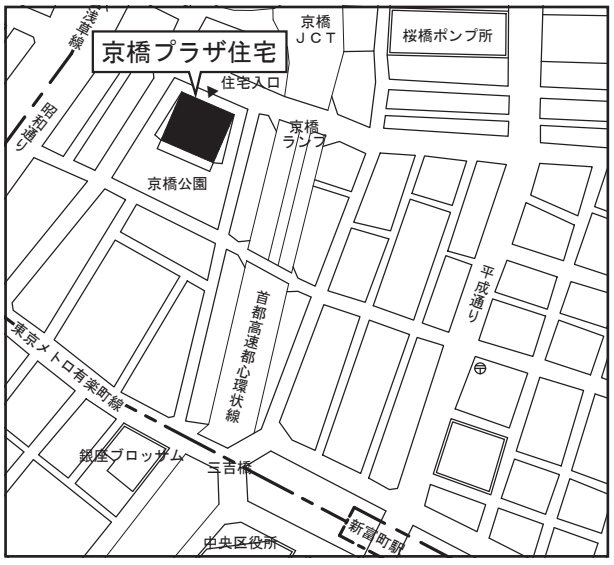

※住宅周辺の建物情報等、変更している場合があります。予めご了承ください。

最寄り駅からの所要時間
東京メトロ有楽町線
「新富町」駅から徒歩約3分

特記事項

1　中央区は都心部にあり、将来当住宅周辺でも大型開発（超高層ビル等）の計画が予想されますので、あらかじめご了承ください。
2　この住宅には、ケーブルテレビが導入されています。なお、ベランダ及び屋上等に各自のアンテナ類を設置することはできません。
【放送に関する問い合わせ】東京ベイネットワーク株式会社　0120-44-3404
3　各住戸には、給湯設備が設置されており、浴室、洗面台、台所に給湯できます。
また、浴室は乾燥室として利用できます。
4　この住宅は複合施設になっており、区民館、コミュニティルーム、多目的ホール、保育園、事務所等が併設されています。（4階～19階が区立住宅です。）1階に住宅専用の出入口があり、併設施設の出入口とは区別されています。
5　自転車置場（ラック式）が住戸の各階にあります。（各住戸につき2台分）
自動車駐車場およびオートバイ置場はありません。
6　使用料とは別に、共益費（共用部の電気料、水道料、清掃費等月額8,200円）を入居者間で負担していただきます。なお、物価の変動等により共益費を改定する場合があります。
7　この住宅には、入居者全員による自治会が組織されておりますので、原則加入および自治会費等を負担していただきます。
8　他の入居者の迷惑となりますので、ピアノ等の楽器演奏や、犬・猫等の動物の飼育はできません。
9　管理人はいません。

晴海アーバンプラザ（申込区分4）

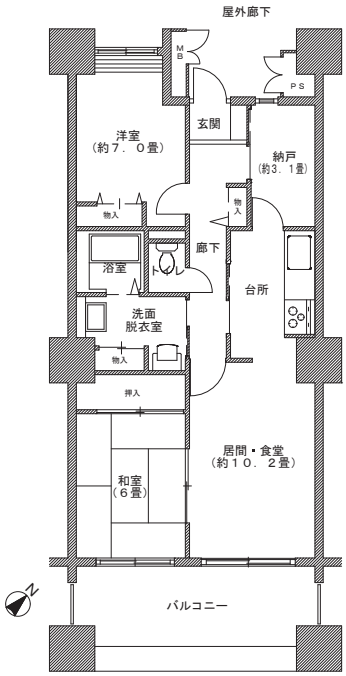

※現況と間取り図に違いがある場合は、現況を優先します。

名　　称	晴海アーバンプラザ
所　在　地	晴海一丁目8番7号
構造・規模	鉄筋コンクリート造 地上15階地下1階建
開設年月	平成13年4月
申込区分	4
募集戸数	1戸
間　取　り	2LDK
面　　積	68.8㎡
募集階層	2階
使　用　料	143,800円
保　証　金	431,400円

案内図［晴海アーバンプラザ（申込区分4）］

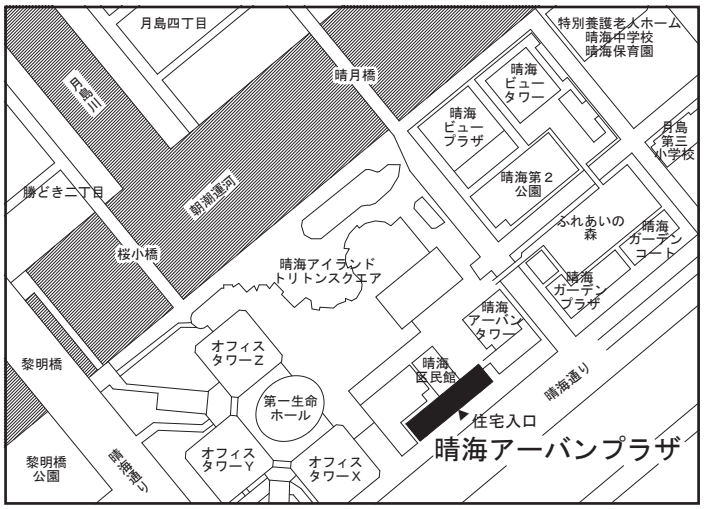

※住宅周辺の建物情報等、変更している場合があります。予めご了承ください。

最寄り駅からの所要時間
都営大江戸線
「勝どき」駅から徒歩約10分
東京メトロ有楽町線
「月島」駅から徒歩約15分

特記事項

1　中央区は都心部にあり、将来当住宅周辺でも大型開発（超高層ビル等）の計画が予想されますので、あらかじめご了承ください。
2　この住宅には、ケーブルテレビが導入されています。なお、ベランダ及び屋上等に各自のアンテナ類を設置することはできません。
【放送に関する問い合せ】東京ベイネットワーク株式会社　0120-44-3404
3　各住戸には、給湯設備が設置されており、浴室、洗面台、台所に給湯できます。
また、浴室は乾燥室として利用できます。
4　この住宅は民間住宅との複合施設になっています。（2階～9階が区立住宅です。）出入口およびエレベーターは共用です。
5　この住宅は、晴海一丁目第1種市街地再開発事業区域内に立地し、他の区立住宅、UR賃貸住宅、事務所、店舗、オフィス棟と、この住宅の3階部分の広場（人工地盤）で結ばれています。
6　自転車置場は1階にあり、各住戸につき2台です。（区立住宅、民間住宅と共同で使います。）自動車駐車場及びオートバイ置場はありません。
7　使用料とは別に、共益費（共用部の電気料、水道料等月額6,500円）を負担していただきます。なお、物価の変動等により共益費を改定する場合があります。
8　この住宅には、入居者全員による自治会が組織されておりますので、原則加入及び自治会費等を負担していただきます。
9　他の入居者の迷惑となりますので、ピアノ等の楽器演奏や、犬・猫等の動物の飼育はできません。
10　管理人はいません。

中央区全図

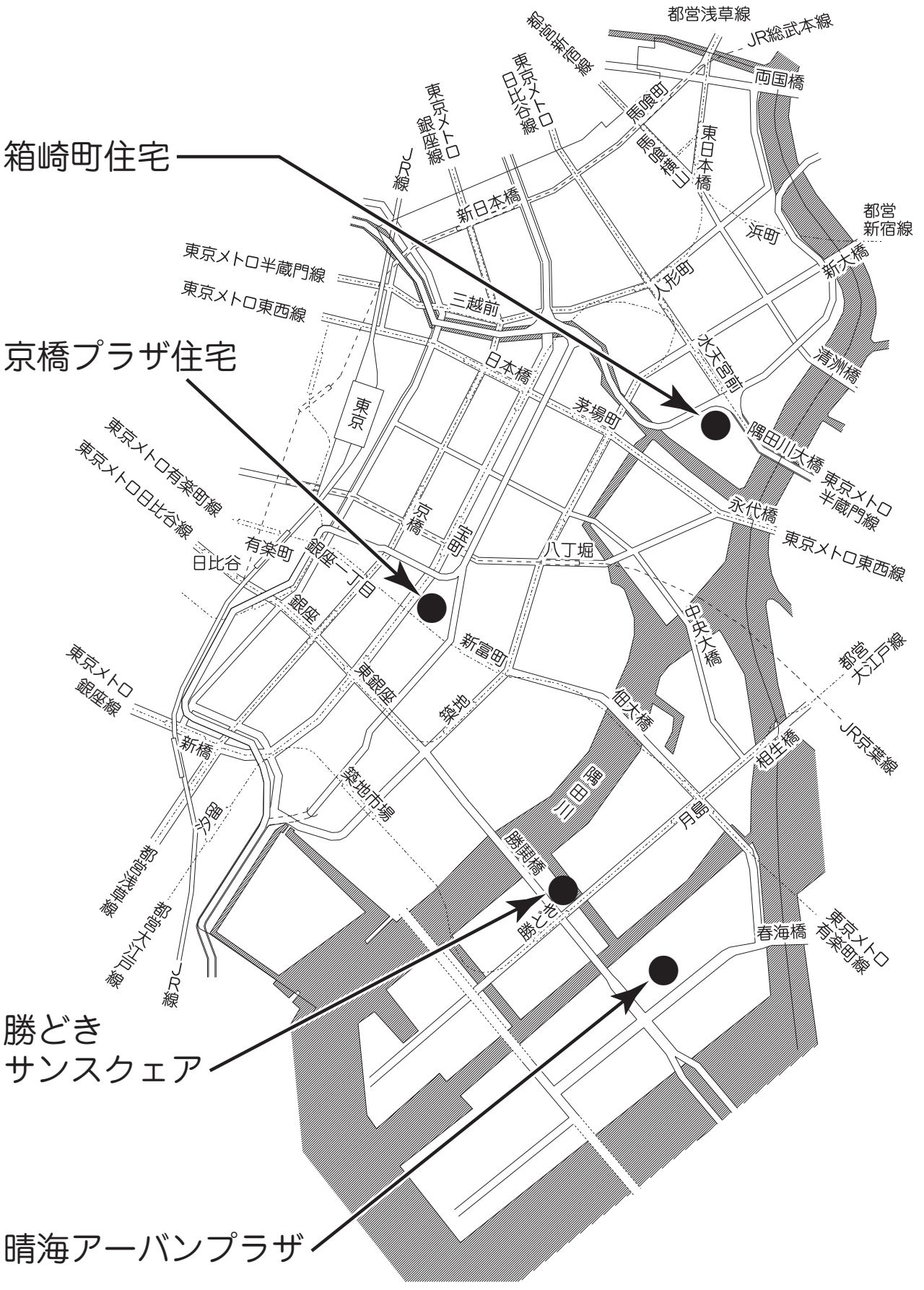
箱崎町住宅
京橋プラザ住宅
勝どき
サンスクェア
晴海アーバンプラザ
都営浅草線
JR総武本線
両国橋
東京メトロ
日比谷線
東京メトロ
銀座線
JR線
新日本橋
馬喰町
東日本橋
都営
新宿線
浜町
新大橋
東京メトロ半蔵門線
東京メトロ東西線
三越前
人形町
水天宮前
清洲橋
日本橋
東京
茅場町
隅田川大橋
東京メトロ
半蔵門線
東京メトロ有楽町線
東京メトロ日比谷線
永代橋
京橋
有楽町
銀座一丁目
日比谷
八丁堀
東京メトロ東西線
銀座
中央大橋
新富町
東銀座
築地
都営大江戸線
東京メトロ
銀座線
新橋
相生橋
JR京葉線
築地市場
汐留
隅田川
月島
勝鬨橋
都営
大江戸線
都営
浅草線
JR線
勝どき
春海橋
東京メトロ
有楽町線

申込書の書き方（太線内だけに書いてください。裏面も必ず記入してください。）

※消せないボールペンで書いてください。

令和7年6月

年　月　日
※印欄は記入しないこと。

抽選番号	※

（宛先）　中央区長　**中央区立住宅使用申込書**

外国人の方は本名を記入し、通称名がある場合は併記してください。

申込者	現住所	〒104-8404	電話番号（自宅）	03（3546）5467	電話番号（携帯）	090（0000）0000
		中央区築地1-1-1				（　方）
	ふりがな	ちゅうおう　たろう		生年月日	昭和・平成	56年 4月 3日
	氏名	中央　太郎				（満 44 歳）
申込者の区内居住の有無	①申込者は中央区内に居住している。 2　申込者は中央区民でないが、申込者（又は配偶者若しくはパートナーシップ関係の相手方）の二親等内の親族が区民であり、かつ、同居できない。 親族の氏名（　）　親族との続柄（　） 親族の住所（中央区　）　電話番号（　）					

申込（入居）資格で、5ページの1(2)に該当する方は、必ずご記入ください。

私は、中央区立住宅条例に基づく区立住宅を使用したいので、関係書類を添えて申し込みます。
なお、この申込書の記載内容が事実と相違するとき、又は申込者本人若しくは現に同居し、若しくは同居しようとする者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であるときは、使用の許可を受けられなくても異議ないことを誓約します。
また、許可の上は、申込者又は同居者が暴力団員であることが判明したときは、速やかに住宅を明け渡すことを誓約します。
暴力団員であるか否かを確認するため、警視庁に照会されることに同意します。

署名をお願いします。

氏名　中央　太郎

上記氏名欄は、本人が自署してください。ただし、成年被後見人等にあっては、本人に代わって法定代理人が署名することができます。

申込区分　あなたが申込む区分の番号に○をつけてください。		
①	箱崎町住宅	1戸・2DK（55.4㎡）
2	勝どきサンスクェア	1戸・2LDK（62.6㎡）
3	京橋プラザ住宅	1戸・2LDK（61.1㎡）
4	晴海アーバンプラザ	1戸・2LDK（68.8㎡）

入居しようとする世帯員全員をご記入ください。（現在別居している親族等、婚約者含む。）
※ここに書かれていない方は入居できません。

はっきり、具体的にご記入ください。
（学生の方は学年）

所得金額の計算は9～14ページの計算方法に基づき一人ずつ計算してください。
※申込区分2を申込まれる方は、16～18ページもあわせてご確認ください。

世帯員（住宅に入ろうとする）の構成							
（ふりがな）氏名	続柄	生年月日（満年齢）	職業	年収	所得	現在の勤務先、学校等	
申込者	本人		会社員	円 4,825,568	円 3,319,200	所在地　中央区銀座○-○-○ 名称　みやこ商事（有） 電話番号	就職日平成15年 2月 1日 (1234) 5678
きょうばし みか 京橋美香	婚約者	昭和・平成・令和 57年 5月 1日（43歳）	会社員	3,534,250	2,292,400	所在地　新宿区西新宿○-○-○ 名称　（株）□□ストア 電話番号	就職日令和2年 10月 1日 (8765) 4321
		昭和・平成・令和　年 月 日（　歳）				所在地 名称 電話番号	就職日　年 月 日 （　）
		昭和・平成・令和　年 月 日（　歳）				所在地 名称 電話番号	就職日　年 月 日 （　）
		昭和・平成・令和　年 月 日（　歳）				所在地 名称 電話番号	就職日　年 月 日 （　）
計 2 人			合計所得金額	円 5,611,600		申込者又は同居者の所得税法上の扶養親族のうち、入居しない者の人数（遠隔地扶養）	人

裏面も記入してください。

入居する人数の合計です。

他世帯と同居している場合は、その人数も含みます。

ア～ケの中から、該当するものをひとつだけお選びいただき、〇で囲んでください。

バルコニーを含めないお住まいの住宅の面積をご記入ください。

別に住んでいて同居しようとする方について、上記同様ご記入ください。

勤務先が複数ある方は、詳しく記入してください。

◎あなたが住宅に困っている事情を申告してください。(当てはまるものを〇で囲み、必要事項を記入してください。)

(1) 現在あなたの住宅に住んでいる人数
(申込者を含む。) 5 人

(2) 住宅の種類
ア 自分の持家　(イ) 親兄弟の家　ウ 借家
エ 賃貸アパート・マンション　オ 社宅・寮
カ UR賃貸住宅(旧公団住宅)・公社・都民住宅
キ 公営住宅
ク 区立住宅(借上住宅を含む。)
ケ その他(　　)

(3) (上記カからクまでの場合)誰の名義で借りていますか。
(名義人氏名　　)

(4) 住宅の所有者 (賃貸住宅の場合は家主)
住 所 中央区築地1-1-1
氏 名 中央親二

(5) 住宅の規模
___K、__2__DK、___LDK
(__1__K、__2__DK等と書いてください。)
住戸専用面積
50 m²

(6) 申込日現在、実際に支払っている家賃
月額＿＿＿＿＿＿＿＿円
(共益費を除く。)

(7) 世帯員の中に土地又は家屋の所有者が
ア い る　(イ) いない

(8) 住宅に困っている理由
ア 家賃が高い。
イ 住宅が狭い。
ウ 設備が不十分である。
エ 通勤に不便である。
オ 住宅が老朽化している。
カ 環境が悪い。
キ 災害の危険がある。
ク 立退要求を受けている。
ケ 他の世帯と同居している。
(コ) 結婚するため
サ その他 (具体的に書いてください。)

◎現在別に住んでいるが、同居しようとする者の住居状況を記入してください。

(1) 現在、同居しようとする者の住宅に住んでいる人数
(本人を含む。) 1 人

(2) 住宅の種類
ア 本人の持家　イ 親兄弟の家　ウ 借家
(エ) 賃貸アパート・マンション　オ 社宅・寮
カ UR賃貸住宅(旧公団住宅)・公社・都民住宅
キ 公営住宅
ク 区立住宅(借上住宅を含む。)
ケ その他 (　　)

(3) 住宅の所有者 (賃貸住宅の場合は家主)
住 所 中央区月島〇-〇-〇
氏 名 (株) △△不動産

(4) 住宅の規模
1 K、___DK、___LDK
(__1__K、__2__DK等と書いてください。)
住戸専用面積 20 m²

(5) 申込日現在、実際に支払っている家賃
月額 150,000 円 (共益費を除く。)

(6) 同居しようとする者の中に土地又は家屋の所有者が
ア い る　(イ) いない

(7) 住宅に困っている理由
住宅が狭い。
結婚するため。

◎令和6年1月1日から現在までに勤務先が変わった方又は2か所以上勤務している方は記入してください。

氏名	勤務先名	就職日	退職日
例 京橋美香	(株) ○○○	○年○月○日	○年○月○日
京橋美香	(株) □□ストア	○年○月○日	

申込みから入居まで

	郵送での申込み	電子申請での申込み
申込期間	令和7年6月16日(月)午前8時30分～ 令和7年6月30日(月)午後5時 (令和7年7月7日(月)までに日本郵便株式会社晴海郵便局に届いた申込書に限り受付けます。)	令和7年6月16日(月)午前8時30分～ 令和7年6月30日(月)午後5時 (6月30日(月)の午後5時までに申込みの申請を完了するようにしてください。午後5時以降の申請は一切受付けません。)
抽せん番号の通知	令和7年7月16日(水)頃発送する予定です。 間違いなく切手を3カ所(封筒1カ所、はがき2カ所)貼り、投函した方で通知の届かない方は、住宅管理係にお問合せください。	令和7年7月16日(水)頃申請したアドレス宛にメールにてお知らせする予定です。
公開抽せん	令和7年7月24日(木)午前10時から、中央区役所8階第5会議室で行います。	
抽せん結果の通知	令和7年7月25日(金)頃発送する予定です。	令和7年7月25日(金)頃電子申請の際に登録したアドレス宛にメールにてお知らせする予定です。

□
□
□□□□□□▷(落せん者)

審査対象者(当せん者)

資格審査	審査対象者には、審査に必要な書類を区に持参していただき(令和7年8月下旬の予定)面接により審査します。審査に合格しないと入居できません。 【補欠者の繰り上げ】 資格審査により失格者が出た場合、抽せんで補欠となった方を順位に従って繰り上げ、資格審査を行います。 なお、繰り上げとならなかった方への通知は行いません。

□
□
□□□□□□▷(失格者)

(合格者)

入居説明会	令和7年9月上旬の予定です。住宅の下見をしていただきます。
入居手続	原則として、入居日の約2週間前までに行います。 手続きには、緊急連絡先の届出が必要です。 また、保証金を納入していただきます。

(入居許可)

入居	入居許可日(令和7年9月下旬以降の予定)から15日以内に入居していただきます。 ※使用の開始後30日以内に、入居世帯員全員の新住民票の写しを添付した入居届を提出していただきます。